知多市老人福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年１２月２１日

知多市長　宮　島　壽　男

知多市条例第３１号

知多市老人福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

知多市老人福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和５８年知多市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中２の項を削り、３の項を２の項とし、４の項を３の項とする。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。